

平成30年9月定例会 文教厚生委員会（事前）

平成30年9月7日（金）

〔委員会の概要 保健福祉部・病院局関係〕

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時50分）

これより、保健福祉部・病院局関係の調査を行います。

この際、保健福祉部・病院局関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますようよろしくお願いいたします。

保健福祉部

【提出予定議案等】（説明資料，資料1）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 平成30年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第7号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成29年度に係る業務の実績に関する評価結果について

【報告事項】

- 平成30年7月豪雨災害に係る保健・医療・福祉の支援について（資料2）
- 医療介護総合確保促進法に基づく平成30年度県計画（介護分）の概要について（資料3）

病院局

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第20号 平成29年度徳島県病院事業会計決算の認定について
- 報告第1号 徳島県病院事業会計継続費精算報告書について
- 報告第4号 平成29年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

なし

久山保健福祉部長

9月定例会に提出を予定いたしております、保健福祉部関係の議案等の説明に先立ち、1点御報告させていただきます。

去る8月2日付けで、研修制度を悪用して勤務離脱を繰り返す等、任命権者の許可を得ることなく、アルバイト業務に従事し、報酬を受けていた医療政策課の医師を懲戒免職処分といたしました。

このような県民の皆様方からの信頼を失う事案が発生したことは、誠に遺憾であり、深くおわび申し上げます。

保健福祉部といたしましては、今後より一層の綱紀の粛正と服務規律の確保の徹底に全力で取り組んでまいります。

続きまして、9月定例県議会に提出を予定いたしております保健福祉部関係の議案等について、御説明いたします。

まず、お手元に御配付の文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計・特別会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

一般会計において、保健福祉政策課ほか5課で、合計17億3,755万3,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算総額は、787億434万2,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

2ページをお願いいたします。特別会計でございます。

国民健康保険事業特別会計において、1,597万2,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は719億7,510万8,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

課別主要事項についてでございます。

まず、保健福祉政策課でございます。

保健所費の摘要欄①の保健所施設等整備事業費2,195万6,000円は、保健福祉部所管施設のブロック塀の点検、修繕等に要する経費で、②の平成30年7月豪雨救援対策費452万1,000円は保健師チームなど、被災地支援の派遣に要する経費であります。

保健福祉政策課合計といたしまして、2,647万7,000円の増額補正となっております。

4ページをお願いいたします。

国保・自立支援課でございます。

国民健康保険事業特別会計の摘要欄①の総務費97万2,000円は、元号改正等に対応するため、国保情報データベースシステムを改修する経費でございます。

②のア、国保保健事業支援のための医療・服薬動向分析事業費1,500万円は、医療費適正化に向けた取組を推進するため、地域ごとの医療費の動向等を見える化するとともに、各市町村の取組を支援するものでございます。

国保・自立支援課合計といたしまして、1,597万2,000円の増額補正となっております。

5ページをお願いいたします。

医療政策課でございます。

医務費の摘要欄①のア、地域医療介護総合確保基金積立金5億5,908万7,000円は、地域における医療提供体制を総合的に確保するため、国からの交付金等を基金に積み立てるものでございます。

イの阿南医療センター整備支援事業費5億5,908万7,000円は、医療提供体制の強化を図るため、阿南中央病院と阿南共栄病院の統合による阿南医療センターの整備を支援するものでございます。

ウの地域医療に従事する若手医師等のキャリア形成支援事業費680万円は、医師不足地域における医師を確保し、医師の地域偏在を是正するため、地域医療機関での勤務医を確保するとともに、地域医療に貢献する若手医師のキャリア形成や勤務負担の軽減を支援す

るものでございます。

②の平成30年7月豪雨救援対策費564万2,000円は、DMA T（災害派遣医療チーム）の被災地派遣に要する経費でございます。

医療政策課合計といたしましては、11億3,061万6,000円の増額補正となっております。

6ページをお願いいたします。健康増進課でございます。

主なものについて、説明させていただきます。

予防費の摘要欄①のア、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業費1,142万円は、肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図ることにより、安心して治療を受けられる医療体制を整備するものでございます。

②のア、全世代で推進！「糖尿病予防」緊急対策事業費2,200万円は、糖尿病死亡率ワースト1位脱却を図るため、啓発活動を行うとともに、運動を焦点としたライフステージごとの予防対策を行うものでございます。

精神衛生費の摘要欄①のア、てんかん地域診療連携体制整備事業費80万円は、てんかん診療における地域連携体制を整備するため、てんかん診療拠点機関を指定し、関係機関との連携を促進するほか、医療関係者の資質向上や、てんかんに関する正しい知識を普及するものでございます。

健康増進課合計といたしましては、3,778万円の増額補正となっております。

7ページをお願いいたします。薬務課でございます。

薬務費の摘要欄①の薬事生産指導費43万5,000円は、元号改正に対応するため、薬事・毒物劇物販売業管理システムを改修する経費でございます。

8ページをお願いします。長寿いきがい課でございます。

老人福祉費の摘要欄①のア、市町村指導支援費642万8,000円は、地域包括ケアシステムの構築を推進するため介護レセプト情報等により課題分析を行い、市町村の取組を支援するとともに、普及啓発を実施するものでございます。

老人福祉施設費の摘要欄①のア、地域医療介護総合確保基金積立金1,074万円は、地域における介護サービス提供体制を総合的に確保するため、国からの交付金等を基金に積み立てるものでございます。

イの地域介護総合確保施設整備事業費5億606万円は、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制を充実・強化するため、地域の実情に応じた地域密着型サービスの拠点整備を支援するものでございます。

長寿いきがい課合計といたしましては、5億2,322万8,000円の増額補正となっております。

9ページをお願いいたします。障がい福祉課でございます。

障がい者福祉費の摘要欄①の身体障がい者更生援護費301万7,000円は、元号改正等に対応するため、身体障がい者手帳交付システム等を改修する経費でございます。

②のア、障がい者交流プラザ「ヘルスアップ！」機能強化事業費1,600万円は、生活習慣病を予防するため、障がい者交流プラザの機能を強化し、障がいの有無にかかわらず、広く県民の運動習慣の定着を図るものでございます。

障がい福祉課合計といたしましては、1,901万7,000円の増額補正となっております。

10ページをお願いいたします。

その他の議案等の（１）のア、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成29年度に係る業務の実績に関する評価結果についてでございます。

地方独立行政法人におきましては、毎年度の業務実績について県知事が評価し、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、議会へ御報告することとなっております。

業務実績評価の目的としましては、（１）アの（ア）のところでございますが、法人業務の実績について、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、法人業務の透明性を確保するとともに、法人業務の質の向上並びに業務運営の改善及び効率化に資することを目的としております。

評価結果等の概要につきましては、お手元に配付の資料１の１ページを御覧ください。

鳴門病院につきましては、地方独立行政法人へ移行後、５年目に当たります平成29年度の業務実績につきまして、この度、評価を実施したところでございます。

まず、１の全体評価でございますが、第２期中期目標の達成に向けて大体順調に進んでいるという評価となっております。

次に、２の項目別評価ですが、Ａ評価が４項目、Ｂ評価が19項目、Ｃ評価が２項目となっております。

続きまして２ページから３ページに、３として項目別評価の概要を載せております。

①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組におきましては、生活習慣病に対する医療の促進において、医師、看護師、管理栄養士等の連携による糖尿病透析予防外来やフットケア外来の患者受入れの増加など、積極的な取組が進められたこと、手の外科センターにおける手術件数の増加など鳴門病院の特徴を発揮した医療を推進したことは、高く評価できるところであります。

次に、②の業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組から、③その他業務運営に関する取組におきましては、収入の確保、就労環境の整備等に向けた取組が一定の評価ができるものの、費用の抑制については平成28年度と比較して収益の増加を上回る費用の増加があり、更なる費用抑制に向けた取組を要するものと考えられます。

また、予算、収支計画及び資金計画についても、法人化後、最大の赤字額の計上となり、安定した経営基盤の強化に向けた更なる取組が必要であると考えております。

９月定例会の提出予定案件の説明は以上であります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、２点、御報告をさせていただきます。

お手元の資料２を御覧ください。

報告の１点目は、平成30年７月豪雨災害に係る保健・医療・福祉の支援についてでございます。

当部におきましては、災害派遣医療チームDMATを厚生労働省DMAT事務局からの要請に基づき、愛媛県へ７月８日から順次派遣し、計８チーム35名を派遣いたしました。

また、保健師チームを厚生労働省からの要請により、７月10日から岡山県倉敷市へ順次派遣し、計12チーム36名を派遣したところであります。

その他、災害時健康危機管理支援チームDHEAT、管理栄養士などを派遣し、これらを合わせまして、総勢37チーム、148名を派遣したところであります。

続きまして、お手元の資料３を御覧ください。

報告の2点目は、医療介護総合確保促進法に基づく平成30年度県計画（介護分）の概要についてでございます。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療・介護サービス提供体制を確保するため、平成26年度から設置されております地域医療介護総合確保基金でございますが、平成30年度の介護分につきましては、国全体で334億1,000万円が確保されており、徳島県には約2億4,000万円、うち介護施設等の整備に関する事業として約1億2,000万円、介護従事者の確保に関する事業として約1億2,000万円が配分されております。

この基金で実施する事業につきましては、介護施設事業者等の専門分野の方々を委員とする徳島県地域介護総合確保推進協議会に提示し、御協議をいただいたところであり、医療介護総合確保促進法に基づく平成30年度県計画を策定して国に提出いたします。

主な事業でございますが、介護施設等の整備に関する事業といたしましては、地域密着型サービス等整備助成事業及び施設開設準備経費等支援事業など、また、介護従事者の確保に関する事業といたしましては、参入促進事業や資質向上事業などとなっております。

以上、医療介護総合確保促進法に基づく平成30年度県計画（介護分）の概要について、御報告申し上げましたが、この県計画に記載した事業につきましては、当初予算で議決を頂いた事業に、県の9月補正予算（案）として御説明させていただいた事業を加えたものでございます。

なお、医療介護総合確保促進法に基づく平成30年度県計画（医療分）の概要につきましては、国の内示の後、速やかに御報告いたします。

報告は以上であります。

よろしく願いいたします。

延病院局長

それでは、9月定例会に提出を予定いたしております、病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の病院局関係説明資料の1ページを御覧ください。

平成29年度徳島県病院事業会計決算の認定についてでございます。

これは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定を頂くため、今議会に提案しようとするものでございます。

なお、この病院事業会計決算の概要につきましては、先の6月定例会の当委員会におきまして、御説明させていただいたところであります。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

徳島県病院事業会計継続費精算報告書についてでございます。

平成26年度から平成28年度にかけて継続費を設定いたしました海部病院改築事業につきまして、精算額を報告するものでございます。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

平成29年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に係る資金不足比率について、御報告させていただくものでございます。

病院事業会計における資金不足比率とは、資金不足額を医業収益で除して得られる比率

ですが、資金余剰の状態にあり、資金不足額がないことから、「－」を記載しております。

資料の4ページを御覧ください。

資金不足比率の県議会への御報告に先立ちまして、徳島県監査委員による審査を行っていただいております。

その結果、5ページの資金不足比率審査意見書のうち、第3、審査の意見欄にございますとおり、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとお認めいただいているところであります。

提出予定案件につきましては、以上でございます。

御審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

山西委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

上村委員

それでは順次お聞きしたいと思います。

一つは、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業ですけれども、これウイルス性肝炎を高額長期疾病に関わる高額療養費の支給特例の対象に追加して、患者負担の軽減を求めてきた患者会などの運動が、様々な制約があるものの一定の実を結んだものと評価しています。

そこでお聞きしたいんですけれども、この肝がん、重度肝硬変の入院医療で過去一年間で高額療養費の限度額を超えた4か月目以降が対象ということですが、なぜ4か月目以降なのか。

それと外来診療でも大分負担が重いと思うんですけれども、入院治療だけが対象となっているのはなぜか。

それから、この制度の助成対象となるのは、県内で何人ぐらい患者さんがおられると推測されているのか。また患者さんへの周知方法はどのようにされるのか。まず、この点をお伺いしたいと思います。

柴原感染症・疾病対策室長

ただいま上村委員より、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業についての御質問を頂いております。

まず、この事業が4か月目以降の入院医療費の対象者ということで、その対象者の要件についての御質問でございますけれども、この事業がこの度国の新規の補助事業で実施されますので、県のほうでも実施したいと考えておりますが、国の要綱に基づきまして、県のほうといたしましても4か月目以降の入院費の費用ということで考えております。同じように外来治療の患者さんもいらっしゃいますけれども、まずは入院されている肝がん、重度肝硬変の患者さんということで考えております。

また、助成の対象者につきましての御質問を頂いておりますけれども、こちらのほうも国のNDB患者調査というレセプト情報特定健診等情報データベースという調査がございますが、そちらで平成27年度の肝がん、それから重度の肝硬変、そちらのB型C型肝炎ウイルスによります患者数が計1,467人となっております。その中の今回入院が4か月以上の患者さんを設定したいと考えており、その内、年収が約370万円未満の患者、県が推計していますこの事業に関わる患者数は150人と考えております。

また、周知の方法についても御質問を頂いておりますけれども、新規の事業ということでございますので、県民の方々にもホームページはもちろんですが、いろんな新聞、雑誌等で掲載をするとともに、この対象となる患者さんの選出が入院治療を行う指定医療機関の判断ということになりますので、指定医療機関向けへの説明会を開催して、制度の周知をしていきたいと考えております。

上村委員

対象者、県内では150人位と見込んでいるということですが、指定医療機関に現在掛かってない方もおられると思うんですが、これ、県内の医療機関に是非徹底して、こういった場合は指定医療機関に行って認定を受けられるようにしてくださいとかそういった指導もされるんでしょうか。

それと、指定医療機関の指定はいつ頃公表されるんですか。

柴原感染症・疾病対策室長

ただいま、指定医療機関についての御質問を頂いております。

指定医療機関については、肝疾患診療連携拠点病院であります徳島大学病院と、肝臓専門医が所属しております肝疾患専門医療機関等を考えているところでございますけれども、重度の肝硬変の医療行為が適切に実施できるということが要件でございます。

それ以外の医療機関におきましても、要件に適するところについては、検討をしてみたいと考えております。

上村委員

今年の12月から助成が開始となるので、余り時間的余裕がないように思うんですけれども、指定医療機関の指定もこれからということですが、これ当然医師会等にも周知を図っていくと思っておりますけれども、早く知らせないと、こういう制度を知らずに負担に耐えている方もたくさんおいでだと思いますので、どんなふうに周知徹底していくかが、まず問題かなと思うことと、医療機関への周知も早くしなくてはいけないなと思っておりますので、この辺については、医師会との連携をどのようにされるんでしょうか。

柴原感染症・疾病対策室長

指定医療機関につきまして、県民の皆様にも周知をする上で、とても大事になるということで御質問を頂いておりますが、県の医師会、それから郡市の医師会の先生方にも周知をしていきながら、できるだけ対象となる方への周知を図ってまいりたいと考えております。

上村委員

まあ、急いでね、是非しっかりと周知を行っていただきたいと思います。

それと、150人ぐらいということですが、これは飽くまで統計上の推測で、実際に患者さんがどのくらい申請されるかっていうのは分からないわけですが、この事業については、次の年にも続いていくと思いますので、来年度当初予算にも入ってくると思うんですが、是非、広く県民の方にも一刻も早く周知をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、もう一点ですが、先ほど部長のほうからもありましたけれども、医療政策課所属の県内へき地の病院に派遣されていた医師が、無断でアルバイトをして懲戒免職となったという報道があって、大変私もショックを受けているんですが、医師確保が大きな問題となっておりますけれども、県民の方からは、なぜこれでいきなり懲戒免職になるのかとか、こういった先生がどのくらい県内にいるのか、今後こういうことが起こらないのかといった質問も頂いています。

こうした問題が起こった背景に何があるのかということと、こうしたお医者さんと同じようにへき地に勤務しながら研修している県内のお医者さんもおられると思うんですが、どのくらいの先生がおられるのか。

あと、この問題が発覚してから他のこういったへき地に勤務されている医療政策課所属の医師への対応はどうされたのか。今後の再発防止策も含めて、もうちょっと詳しく報告を頂きたいと思います。

頭師医療政策課長

ただいま、上村委員から今回の不祥事の件について、いくつか質問を頂きました。

まず、今回の事案の背景でございますが、今回不祥事を起こしたのは、自治医科大学卒業医師ということになります。自治医科大学卒業医師につきましては、その配置につきまして9年間のローテーションを組んでおります。そして5年目からは、へき地診療所での勤務ということが定まっております。各市町へ県から派遣をするというようなルールになっております。

この市町に派遣した自治医科大学卒業医師につきましては、その医師の医療技術の向上とまた知識の向上を図る目的で、週一日の研修が付与されております。この研修につきまして、従来からどの医療機関で研修を受けるのかということ、また、どのような研修を行ったかということにつきましても、派遣先の市や町では、そうした報告を求めているというような状況でございました。

そのため、医師が研修を受けずに副業を行っていても、派遣先の市町ではその状況を把握できなかったということが、今回の事案が発生した大きな要因でございます。

今後の再発防止策でございますけれども、このような事案が発生しないように自治医科大学卒業医師の研修につきましては、その取扱いを明確化するとともに改めてサービスの徹底を行ったところでございます。

まず、研修の取扱いにつきましては、研修の実施要綱を見直しまして、研修先の病院であるとか、研修内容を医師が明記しまして、また研修先の承認も得た上で事前申請を求め

ることといたしました。

更に研修を適切に行っているかを把握するため、報告様式を策定いたしまして研修先で確認、押印の上、報告を求めるよう改めたところでございます。また、これらの情報を派遣先の市町、また我々医療政策課に共有することといたしました。

次にサービスの徹底につきましては、8月に義務年限内の自治医科大学卒業医師に対しまして、面談を実施いたしました。その中で県のコンプライアンスハンドブック、そういったものを配付いたしまして、今回の事案が地方公務員法に抵触するという事など、その辺りを詳しく説明いたしまして、コンプライアンスの徹底について求めたところでございます。

今後につきましても、更に卒業1年目の医師に対しまして、服務規律や地方公務員制度等について研修を実施するほか、派遣先の市や町においてもコンプライアンス研修等の実施を依頼いたしまして、こうした医師のコンプライアンス意識を高めまして、再発防止を徹底してまいりたいというふうに考えております。

上村委員

防止策も含めてしっかり説明していただいたと思うんですけども、今自治医科大学出身で、こうした先生方と同じように、へき地で勤務されているお医者さんって何人ぐらいおいでるんですかね。

頭師医療政策課長

はい。自治医科大学卒業医師の県職員の数でございますが、現在36名おります。

そのうち、へき地に派遣をしておりますのは合計で9名ということになっております。

上村委員

ありがとうございました。それと最後にもう一点ですけれども、先ほど鳴門病院の収支状況について報告がありましたけれども、ちょっと気になったのでお伺いしますが、資料1の2ページ、<予算、収支計画及び資金計画>で法人化後最大の赤字額を計上したとみられますけれども、この原因分析というのは、どういうふうなことをされているのかということと、今後の見通しはどうか、ちょっと今の時点で難しいかも分かりませんが、もう少し詳しい説明を頂きたいと思います。

頭師医療政策課長

徳島県鳴門病院の赤字の原因分析、それから今後の見通しについての御質問でございます。

今回の資料にもございますように、平成29年度、69億1,200万円の支出というのがございます。前年に比べてこの支出が非常に増えたといったことが今回の赤字の大きな要因になっておりますが、その中でも特に費用が増えた項目は材料費ということで、医薬品や診療材料の購入に当たる費用がまず増えたというのが大きな要因でございます。

それから、その他の経費につきましても、光熱水費の部分で重油、それから電気代の単価が上昇したことであるとか、それから過去からの施設整備に掛けておりました医療器械

の購入、電子カルテの更新など、そうしたものに対する減価償却費、この負担が段々増えてきたといったことで、収入のほうも昨年度に比べまして伸びてはおるんですけども、その収入の伸びを上回る費用の増加が発生したということで、平成29年度は6,500万円の赤字ということになっております。

今後の見通しでございますが、鳴門病院につきましては、第二期中期計画というのを立てておりまして、今年がその4年間のうちの2年目に当たるわけでございます。

この第二期中期計画では、4年間で合計2億2,800万円の純利益という計画になっております。初年度が非常に苦しいスタートということになりましたが、鳴門病院の中核病院としての機能ということで、救急患者の受入れ、それから地域の医療機関からの紹介患者の受入れというものに努めるということに重点を置きまして、そうしたことで診療収益を上げていくということ。それと費用につきましても経費の増加等が続いておりますが、それぞれを分析する経営改善チーム等作りましてその要因を分析すること。それから、医薬品とかにつきましても、県立病院との連携による共同購入を推進いたしまして、その費用をできるだけ下げていくといったことなどの経営改善によって、この中期計画の達成に向けて努力していきたいというふうに、考えているところでございます。

上村委員

はい。ありがとうございます。また是非経営が安定して目標が達成できるように御努力いただきたいと思います。以上で終わります。

山西委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、保健福祉部・病院局関係の調査を終わります。

次に、当委員会の後期の県内視察及び意見交換会についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、10月24日に、県南部において実施することとし、視察箇所等につきましては、私のほうで案を作りお示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（14時27分）